

近畿厚生局 施設基準届出事項

当診療所は、厚生労働大臣が定める基準で近畿厚生局に対し、以下の届け出を行っています

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 機能強化加算
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 時間外対応加算 3
- ・ 地域包括診療加算
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 酸素の購入単価
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する 持続陽圧呼吸療法充実
管理体制加算
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 1
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 訪問看護遠隔診療補助料
- ・ 地域支援 外来医薬品供給対応体制加算
- ・ 在宅酸素療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算